

## 生駒市条例第20号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月17日

生駒市長 山下 真

### 生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9条の規定の適用については、同条中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。